

船員災害防止計画

船員災害防止計画とは

- 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第11次船員災害防止基本計画(平成30年度～令和4年度)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
貨物船等	14%減	14%減
漁船	11%減	11%減
合計	16%減	13%減

(前計画期間からの平均発生率の減少目標)

主要な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害対策
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
- パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保

令和2年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
貨物船等	2%減	6%減
漁船	7%減	4%減
合計	5%減	6%減

(令和元年度減少目標)

	死傷災害	疾病
貨物船等	2%減	3%減
漁船	3%減	4%減
合計	4%減	3%減

安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

- 船内向け自主改善活動(WIB)の継続的な推進
→ 組織的な安全管理体制の構築が困難な中小事業者において、現場の作業を熟知した船員が自船の災害防止のために自ら改善事項をリスト化して改善に取り組む。

- IoT技術を活用した遠隔医療の活用の検討
→ 乗船中における生活習慣病の予防
→ 船員の健康管理や緊急時における衛生管理者の対応への支援
→ 「船員の健康確保に関する検討会」において、医療相談などへの情報通信技術の活用について検討
→ VR(仮想現実)で災害状況を体感できる技術を利用した安全教育の事例もある

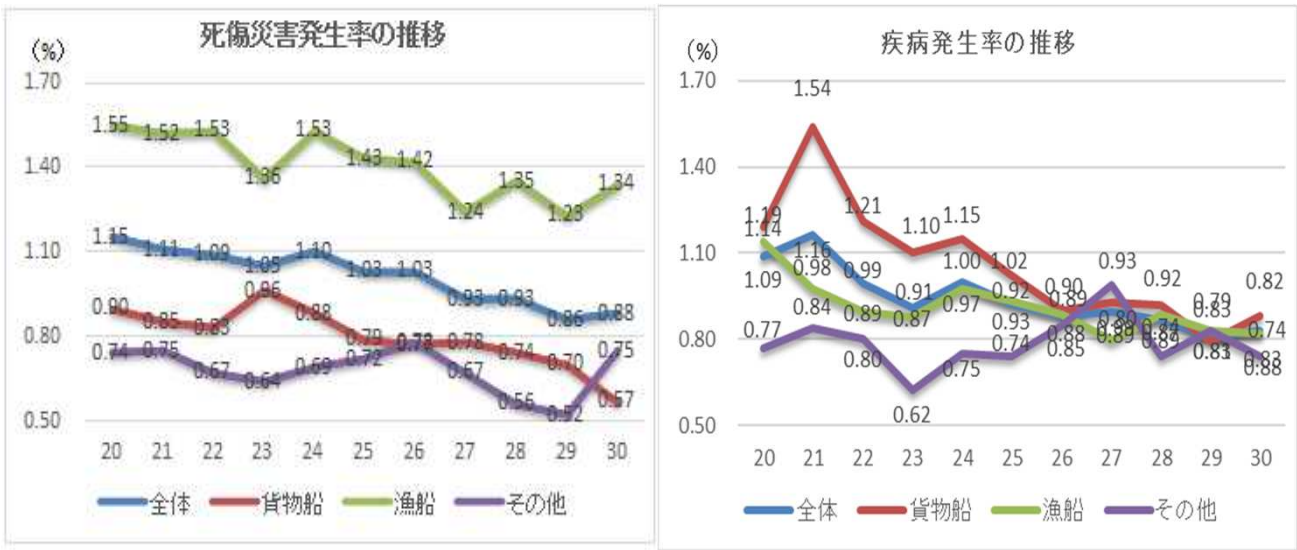
重点を置くべき船員災害の種類に対応した取組

- 最新の事象事例に対応した防止対策の打ちだしと、船員労働安全衛生月間における指導等への反映
→ ・多発する「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」「漁ろう作業時の災害」への対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
→ ・作業用救命衣等の保護具の着用推進
・乗下船、荒天時の海中転落対策
・生存対策講習
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
→ ・50歳以上の中老年船員の死傷災害及び疾病防止対策
- パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
→ 国による指針の策定、事業者及び船員による相談窓口の設置、社内研修の実施等
→ ストレスチェック活用によるセルフケア、国によるメンタルヘルス対策の手法の検討等
- 生活習慣病等の疾病防止対策
→ ・生活習慣病の予防対策
・船内での供食を通じた生活習慣病の予防
・インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策等
- 【新規】受動喫煙防止対策
→ ・船員の健康管理の向上のため、陸上の取組みを参考とした船内の受動喫煙防止対策の推進

※下線部は2年度案の追加事項

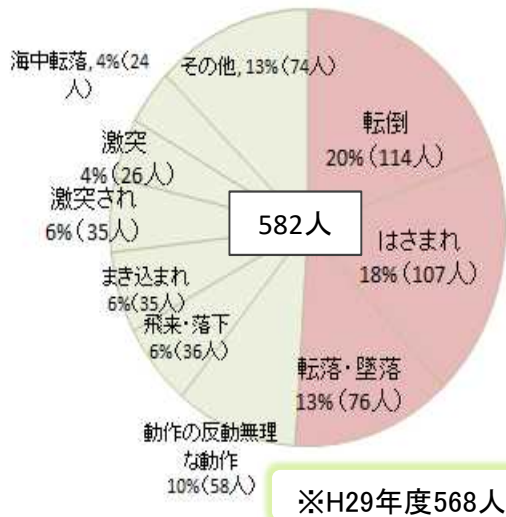
令和2年度船員災害防止実施計画 【抜粋】

災害・疾病発生率の推移(平成20年度～平成30年度)



平成30年度における災害・疾病発生状況

死傷災害発生状況



疾病発生状況

